

# 琉球大学学術リポジトリ

## 戦後沖縄の金融関係法：その系譜と内容の概観

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 島袋, 鉄男, Shimabukuro, Tetsuo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/2281">http://hdl.handle.net/20.500.12000/2281</a>

# 戦後沖繩の金融關係法

— その系譜と内容の概観 —

島 袋 鉄 男

## 目 次

はじめに

一、時代区分について

二、第一期（敗戦から一九五〇年まで）

三、第二期（一九五〇年から一九五七年まで）

四、第三期（通貨切替以後現在まで）

はじめに

戦後沖繩の産業・経済法史を書くために、資料の収集、文献の調査をはじめたが、法的側面から戦後の産業、経済の変遷を跡づけた文献は皆無に等しく、資料についても、特に一九五〇年頃までの法令にいたっては、系統的に編集されたものがなく参照が困難であることを知った。現行法制の内容についての総合的解説さえ充分になされていない状態である。戦後沖繩の法制は、米国民政府によって制定される布告、布令等と琉球政府立法院によって制

定される立法との二系統の法律が存在し、これらがそれぞれ制定機関を異にするというだけでなく、英米法と大陸法という相異なる法系に属しているために、これを総合的に考察することを著しく困難にしている。戦後の産業経済法史を書くためにも、基礎的な作業として、戦後制定された法令の系譜をたどり、その内容を明らかにし、これを体系的、総合的に考察する必要があると思われる。本稿はまずその第一歩として、金融関係法について、戦後の法令の内容を概観し、その系譜を明らかにしようとするものである。

布告、布令等については英文が正文であるから、琉球政府その他公の機関によって翻訳されたものについても、より正確を期すためには、いちいち英文を示す必要があるであろうが、本稿では、何らかの形で訳文が公にされているものについてはそのまゝ引用し、法令名についても、琉球政府立法院事務局「琉球法令集(布告、布令編)」(一九六九年版)の附録として収録されている「布告布令指令等改廃総覧」の訳文により、いちいち英文を示すことをしなかった。琉球政府立法院の制定した立法は日本の法律と内容がほとんど同じである場合が多いが、本稿では立法の内容の概観の際、原則として日本と同じものについては、条文と標題とを引用するにとどめ、沖縄独自の制度や条文については、つとめてその内容を明らかにすることにした。なお琉球政府法務局編「琉球現行法規総覧」に記載されていない法令即ち既に廃止された法令については、その法令が掲載されている資料のうち、比較的入手しやすいと思われるものを注において示すことにした。

## 一、時代区分について

戦後の金融関係法の変遷については、大まかに三つの時期に区分できる。まず第一期は、敗戦による混乱から、

標準通貨の確立及び全琉的金融機関の設立により、復興への基礎が確立される時期（敗戦から一九五〇年まで）であり、第二期は、経済活動が活発化することに対応して、琉球政府立法院によって、金融関係の諸業法、金融調整、特殊金融機関、証券取引等についての法令が立法、整備される時期（一九五〇年から一九五七年まで）である。一九五八年に行なわれたドルへの通貨切替は金融関係法のみでなく、他の分野においても重要な意義を有するものであったが、この通貨切替及びそれ以後現在までを第三期とみることが出来る。

## 二、第一期（敗戦から一九五〇年まで）

一、通貨。通貨に関して戦後最初に制定された法令は、米国海軍軍政府布告第四号「紙幣、両替、外国貿易及び金銭取引」（一九四五年）<sup>(1)</sup>であり、「占領軍に依り発行されたる円紙幣を法定通貨とする」旨を規定した。海軍軍政府特別布告第七号「紙幣両替、外国貿易及び金銭取引」（一九四六・三・二五）<sup>(2)</sup>は布告第四号を廃止して、一九四六年四月一日より、①B印軍票紙幣、②新発行日本銀行紙幣、③日本銀行に於て検印を附して正當に効力を有せしめたる券面五円及其れ以上の各種の日本銀行旧紙幣の三種を法定通貨とした。それ以外の通貨は対等の両替率によって交換されるべきものとされた。一九四六年八月二四日には軍政府特別布告第十一号「貨幣、両替、外国貿易及び金銭取引」<sup>(3)</sup>が制定され、特別布告第七号が廃止されて、一九四六年九月一日より、①新発行日本銀行紙幣、②一円未満の各種日本銀行旧発行硬貨が法定通貨とされた。続いて、軍政府特別布告第二一号「法定通貨」<sup>(4)</sup>（一九四八・八・八）は特別布告第一一号を修正し、一九四七年八月一日より、B型軍票を法定通貨とした。一九四八年六月二八日に制定された軍政府特別布告第二九号「通貨の交換と新通貨発行」<sup>(5)</sup>は、一九四八年七月一六日より七月

二〇日迄の期間に、全日本通貨及びB型軍票の所持者は通貨交換を行なうべきことを規定し、同特別布告の定める交換期間の終了に当って、軍政府特別布告第三〇号「標準通貨の確立」(一九四八・七・二一)<sup>(6)</sup>は、B軍票を琉球列島の唯一の法貨と定めた。これにより法定通貨が最終的に定まり、後述のドルへの切替までB軍票が法定通貨とされた。なお、特別布告第一号、二一号とも本特別布告三〇号により廃止された。

二、琉球銀行及び復興金融基金。金融機関については、海軍軍政府布告第五号「金融機関の閉鎖及び支払停止令」(一九四五年)<sup>(7)</sup>により、「総ての金融事業を経営する郵便貯金、各会社、機関、商会、政治団体及び個人は直ちに総ての斯る事業を停止し、其の營業所を閉鎖す可き」(第一条)<sup>(8)</sup>ものとされていた。

一九四八年五月四日軍政府布告第一号「琉球銀行の設立」<sup>(8)</sup>によって、「軍政府資金の送金、預金及び支払をなし、琉球の各民政府及び市町村役場の成功的運営に必要な一般銀行業務をなし、適当な融資によって、農工商諸企業を助成し、更にインフレーションの抑制と闇取引防止の爲、通貨の流通を調節し以て琉球諸島の民政安定と軍政府の使命達成を期する爲に適当且つ有力な機関の設置」(第一条)を目的として琉球銀行が設立された。本布令は、琉球銀行を設立する旨を定めた条文と、本布令に添付されその一部をなすものとされる琉球銀行条例(以下条例として引用)及び同附則とから構成されている。琉球銀行は株式組織とされ(条例第六条)、「銀行資本金の五パーセント以上は、額面金額をもって琉球住民の受託者たる琉球列島米国民政府がこれを所有し」(同第七条)、「株式を組合銀行その他に売却した結果その所有する株数が、民政府の所有する株数と同数又はそれ以上となる場合は株式を売却してはならない」(同第八条)ものとされた。琉球銀行に対しては一般銀行業務を行なう権限の他に、種々の特定権限が与えられたが、その中で特に琉球銀行に特殊性を附与するものとしては、米国民政府、琉球政府等の預金の受入(同第五条b項一号)、政府諸機関への貸付(同五号)、商業、財政及び産業取引に関する官公

署の代理（同一三号）、流通紙幣の発行（同一九号）、金融機関の監督統制（同一二六号）、外国貿易に関する受払の統制及び遂行（同一五号）、証券取引所の設置・統轄運営（同一八号）があげられる。株主総会は、理事の選挙、年度報告の審査、その他条例において理事会又は常務役員に附与されてなく且つ条例もしくは他の法令に抵触しない権限を有し（同第十一条）、業務運営の基本方針の決定機関としては理事会が置かれるが、理事会には特に外国為替相場の決定及び変更の権限が与えられた（同一四号c項）。その他特殊な規定としては、組合銀行（同第一七条）及び流通貨幣発行に関する準備金（同第一八条）が注目される。<sup>114</sup>なお銀行条例の改正には民政官の認可が必要とされた（同第二八条）。本布令第一号の内容については制定以来現在までに一四回改正がなされたが、初めの五回の改正は、民政府布令第四八号「琉球銀行改訂条例及び附則」（一九五一・七・一二）<sup>115</sup>、及びその改正法によるものであり、後の六回の改正は、後述する高等弁務官布令第一〇号「銀行」（一九五八・九・一二）及びその改正法によるものである。その間に本布令第一号改正第一、二、三号による改正がなされた。

一九五〇年四月一〇日軍政府布令第四号「琉球復興金融基金の設立」<sup>116</sup>により、「琉球列島の経済復興のため重要な工商農、建築の各面に長期に亘る財政援助をなす」（第一条）目的で琉球復興金融基金が設けられた。基金の当初の資本金には、琉球列島軍政長官が琉球銀行に委託してある一億円が当てられ、琉球銀行が受託者としてその運営に当るものとされた（第二条）。基金からの融資は、主として基礎資材の購入及び住宅、産業設備のためになされるべきものとされ（第三条）、当初はすべての貸付について軍財政部長の許可を要するものとされたが、後の改正により受託者の権限で行なうものとなった（第四条第一項）<sup>117</sup>。

## 三、第二期(一九五〇年から一九五七年まで)

一九五三年から一九五七年にかけて次のような立法が琉球政府立法院によって制定された。

## 一、諸業法

## (イ) 銀行法(一九五四年十月立法第六三号)。

「銀行に対する監督、規整及び許可、認可等の適正を期し、銀行の資産及び運営の安全性と健全性を確保するとともに相互の不当な競争を排除し、もって銀行に対する信用の維持と預金者その他債権者及び株主の保護並びに一般公共の利益に資すること」(第一条)を目的に、銀行以外の者の営業禁止(第三条)、預金支払準備金の保有(第五条)、有価証券の担保価格についての行政主席の権限(第六条)、営業主体の制限(第八条)、営業の免許及び仮免許の制度(第九条、一二条)、資本額の最低基準(現行法二〇万ドル、第二一条一項)、無額面株式、無記名株式及び現物出資の禁止(第二二条)、株式総数又は資本額変更の認可(第二三条)、銀行株式の取得又は保有の制限(第二六条)、役員及び職員(第六章)、業務に関する規制(第三二条―三八条)、一會社の発行する社債の取得、株式所有、業務用不動産、業務用不動産以外の不動産の所有の制限(第四〇条―四三条)、経理(第九章)、行政主席の監督及び検査権(第十章)、合併又は営業の譲渡、譲受の認可(第七四條)、銀行業務の廃止又は解散の認可(第八三条)、外国銀行(第一三章)について規定する他、銀行が信託業務を営むことを認め、それに関する規定(第八章)を置いている。

## (ロ) 相互銀行法(一九五三年一〇月立法第六八号)

相互銀行の業務(第二条)、営業の免許(第三条)、相互銀行以外の者の営業の禁止(第四条)、資本の額(現

行法五万ドル以上・第五条）、他業の禁止（第七条）、営業区域（第八条）、基本事項の変更等の認可（第九条）、預金の支払準備（第十三条）、営業譲渡の公告（第十七条）等の規定の他、営業仮免許制をはじめ多くの事項について銀行法の規定を準用している（第二十一条）。

イ) 無尽業法（一九五三年十月立法第六九号）

「一定の口数と給付金額とを定めて定期に掛金を払い込ましめ、一口ごとに抽せん、入札その他類似の方法によって掛金者に対して金銭の給付をすること」（第二条）を無尽と定義し「無尽類似の方法によって金銭、有価証券、その他の財産を給付することをも無尽とし」（第二条）、そのような無尽業について、営業の免許制（第四条）、営業主体の制限（資本の額二万ドル以上の株式会社、第五条）、兼業の禁止（第七条）、営業区域（第八条）、業態変更の認可（第九条）、資金運用方法の規制（第一〇条）、合併又は営業譲渡の認可（第二二条―二六条）、無尽管理契約（第二七条）、行政主席の監督権（第三四―三七条）、廃業又は解散の認可（第三九条）等につき規定するほか、営業仮免許の制度をはじめ、銀行法の規定を多く準用している（第一五条）。

二、金利及び利息の調整。

イ) 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する立法（一九五五年一月立法第七三号）。

出資金受入の制限（第一条）、他の法令に特別の規定のある者を除く預り金の禁止（第二条）、浮貸し等の禁止（第三条）、金銭貸借の媒介手数料の制限―媒介に係る貸借の金額の百分の二に相当する金額をこえる手数料の禁止―（第四条）、高金利即ち一日につき〇・三パーセントをこえる割合による利息の契約又は受領の処罰（第五条）、貸金業の届出及び行政主席の監督権（第六条、七条）等の規定を置き、非営業無尽の届出即ち営業として行なわれない無尽のうちその規模が大きく公共の利益に影響を及ぼすと認められるもので、行政主席の指定するものについ



て、貸金業の届出及び行政主席の監督権の規定を準用している(第九条)。なお、貸金業については、本法が立法される以前に「貸金業等取締法」(一九五三年十月立法第七〇号)<sup>(19)</sup>が存在していたが、本法によって廃止された(附則第五)。

(四) 臨時金利調整法(一九五三年一月立法第七七号)。

行政主席に対して、経済一般の情況に照し、必要があると認めるとき、金融機関の金利の最高限度を定める権限を認めている(第二条)。但し行政主席が金利の最高限度を定め、変更し、又は廃止しようとする場合には、金融審議会に諮問しなければならないとされ(第二条第三項)、審議会の任務、権限及び構成について規定している(第五条以下)。

(イ) 利息制限法(一九五七年一〇月立法第八二号)

利息の最高限について

- ① 元本が二百五十ドル未満の場合……年一割七分
- ② 元本が二百五十ドル以上二千五百ドル未満の場合……年一割五分
- ③ 元本が二千五百ドル以上の場合……年一割三分

と定め、超過部分は無効とする(第一条一項)ほか、利息の天引(第二条)、みなし利息(第三条)、賠償額の予定の制限(利息の最高限の二倍、第四条)について規定している。

三、証券取引。

証券取引法(一九五七年一二月立法第一一一号)。

「住民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ

かつ、有価証券の流通を円滑ならしめることを目的とし」（第一条）、有価証券の募集又は売出に関する届出（第二章）、証券業者の登録及びその営業及び営業活動に関する規制（第三章）、仲介（第四章）、証券取引審議会（第五章）その他について規定している。

四、特殊金融機関。

(イ) 農林漁業中央金庫法（一九五二年立法第四五号）

「農業、林業及び漁業生産増産のため農林漁業者の組織する協同組織体及びその構成員に対し金融の利便を図る目的」（第一条）で農林漁業中央金庫を創設し、その組織、機関、業務、会計、監督等について規定している。同金庫は政府と協同組織体の共同出資（現行法では資金千五百万ドルのうち、政府は千四百二十五万ドルを出資しなければならぬ。第六条、七条）によるものである。金庫の役員として、理事長、専務理事、理事及び監事がおかれるが（第二章）、行政主席は金庫の事務を監督するものとされ（第二九条）、金庫は業務方法書及び事業計画書を定め行政主席の認可を得なければならぬとされる（第二三条）。なお行政主席の諮問に応じ農林漁業金融に関する重要事項について調査審議し、金庫の事務運営に関する重要事項について主席に建議する機関として、農林漁業金融審議会が置かれる（第六章）。

(ロ) 大衆金融公庫法（一九五四年立法第四〇号）

大衆金融公庫は「銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする住民大衆に対して必要な事業資金の貸付をなすことを目的とし」（第一条）、政府の全額出資による公法上の法人である（第二条、五条）。公庫の機関としてまず、行政主席の諮問に応じ、公庫の運営に関する重要な事項につき意見を述べる大衆金融審議会が置かれて<sup>27)</sup>いる。役員として総裁、副総裁各一人、理事三人及び監事二人が置かれ（第一〇条）、総裁及び監事は

審議会の推せんに基き行政主席が任命し、副總裁及び理事は總裁が行政主席の認可をうけて任命する(第二二条)。公庫は行政主席が審議会の議を経て定める計画及び指示に従い、生業資金の小口貸付、中小企業者に対する設備資金及び運転資金の貸付並びに中小企業近代化促進法に基づく近代化設備資金及び事業転換資金の貸付の業務を行なう(第一七条一項)が、公庫は業務開始の際には業務方法書を、毎事業年度においては事業計画及び資金計画を作成し、行政主席の認可を受けなければならない(第一八条一項、第一九条)。なお行政主席は右の認可をするときは審議会の議を経なければならぬ(第一八条第二項、第一九条)。公庫の予算及び決算は、「公庫等の予算及び決算等に関する立法」(一九五四年立法三九号)によって定められる(第二〇条)。毎事業年度の損益計算上の利益金は、法の定める積立金を控除した後政府に納付され、政府の産業資金特別会計の歳入となる(第二〇条、二一条)。公庫は行政主席が監督するものとされる(第二八条)。

##### 五、保険業。

保険業に関してはまず民政府布令第八〇号「有限責任琉球生命保険株式会社の設立」(一九五二・六・一〇)が注目される。同布令により、「生命保険、健康及び傷害保険及び役務傷害賠償保険は琉球の復興に大いに貢献するものなるを以て、その業務を全琉的に営む適当且確實な機関の設置」(第一条)を目的として琉球生命保険株式会社が、既に存在していた琉球生命保険会社を株式組織に変更するという形で設立された。琉球生命保険株式会社に對しては、保険事業に関して「琉球」なる文字の商号専用権が認められ(第二条)、又同社は民商法の規定にかかわらず法人として認められ、その制定する条例が必要があれば、琉球政府のあらゆる機関により承認及び登録せられる資格のあるものとされた(第三条)。同社は、「労働者災害賠償保険、生命保険、健康、傷害保険業及びこれらの保険の一部又は全部の再保険事業、その他管轄当局が認可する関係事業」(定款第三条)を営むものとされた。

同社の株式の五一パーセントは米国民政府が所有し（同第六条）、如何なる場合にも民政官以外の株主の持株数が民政官の所有する持分より多くなる場合は株式の売出しをしてはならないとされた（同第七条）<sup>28</sup>。株式の払込については、前身たる非法人組織の琉球生命保険会社の資産及び負債を引き継ぐものとされた（同第七条）。本布令第八〇号の形式も、琉球銀行の設立を定めた軍政府布令第一号と同様、琉球生命保険株式会社の定款及附則が、布令の一部をなすものとして添付されるというものであるが、定款の改正には民政官の認可を要し（定款第五二条）、附則の改正は株主総会において議決権のある株式の総数の過半数でもってなしうるものとされた（同第五三条）。なお本布令第八〇号は、後述の通り、一九六〇年に高等弁務官布令第三〇号により廃止された。

保険募集の取締りに関しては、「保険募集の取締りに関する立法」（一九五六年立法第八一号）が制定された。同法は「生命保険募集人及び損害保険代理店の登録をなし、それらの者の行なう募集を取り締り、もって保険契約者の利益を保護し、あわせて保険事業の健全な発達に資することを目的とする」（第一条）もので、生命保険募集人又は損害保険代理店について登録制度（第二条、九条）、損害保険代理店の役員又は使用人について届出制度（第一条）を採用し、保険の募集を行なうことが出来る者を損害保険会社の役員、使用人又は登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店に制限し（第一条）、これらの者の行なう保険契約の締結又は募集に関する禁止行為を定めている（第一八条）。その他、所属保険会社の賠償責任（第一三条）、自己代理店の禁止（第一九条）、手数料の支払禁止（第二〇条）、行政主席の検査権（第二一条）等につき規定している。

外国保険事業者に関しては、「外国保険事業者に関する立法」（一九五六年立法八二号）が制定された。同法は外国保険事業者の琉球における保険事業（責任保険を含む）を規制することを目的とし（第一条）、まず外国保険事業者が琉球において保険事業を営むには行政主席の免許を受けなければならず、何人も琉球において免許を受けな

い外国保険事業者の締結する保険契約について、琉球において代理又は媒介の行為をしてはならないとしている(第三条一、二項)。なお、右の規定は、琉球において、米国軍隊その要員、代理機関若しくは補助機関又は米国政府の非琉球人請負者に対してのみ保険契約を締結することを目的とする外国保険事業者には適用されない(第三条三項)。行政主席は、琉球において営まれていない種類の保険事業について必要と認める時は、その種類を指定して、被保険者となるべき者の個々の申請によってその保険契約を締結することを許可することができるものとされている。(第三条四項)。外国保険事業者が営み得る事業の範囲については、「外国保険事業者は、あらゆる種類の生命保険事業及び琉球の保険会社が営む損害保険事業の種類と同種類の保険事業を営むことができな。但し再保険事業及び非琉球人を対象とする保険についてはこの限りではない」(第一条三項)という制限規定がある。外国保険事業者は、琉球における主たる店舗に五万ドル以上の特別本店勘定を有しなければ琉球においてその事業を営むことができない(第九条)とされるほか、保険事業の種類の変更認可(第六条)、供託及び供託物に対する優先権(第一条) 諸書類(第一四條—一八條)、免許の取消及び事業の廃止(第四章)等につき規定している。

#### 四、第三期(通貨切替以後現在まで)

一、通貨切替。一九五八年九月一日高等弁務官布令第一四号「通貨」は、一九五八年九月一六日から米国弗を琉球列島における法定通貨とし、九月一六日から五日間の通貨交換期間の後、九月二〇日二四時から米国弗をもって琉球列島における唯一の法貨とした(第一条)。交換率は一二〇B円対一弗とし、このような換算の結果六〇銭以上の端数を生じた場合にはこの端数は直近上位の仙に切上げ、六〇銭又は二分の一仙未満の端数を生じた場合に

はこれを切捨てるものとした（第二条）。これによりB円からドルへ法定通貨が改められたわけであり、B円を法貨と定めた軍政府特別布告第三〇号及びB円の交換率を定めた軍政府布告第六号（一九五〇・四・一二）は本布令により廃止された。なおドルへの交換期間に関しては高等弁務官布令第一五号「通貨交換」（一九五八・九・二〇）<sup>31</sup>及び同布令第一六号「通貨交換期間の延長」（一九五八・一〇・二）<sup>32</sup>によりそれぞれ、九月三〇日、十一月二十九日まで期間が延長され、結局、一九五八年一月二十九日をもって通貨交換は完了した。

## 二、高等弁務官布令第一〇号。

通貨切替は既存の制度について、改革の必要性を多くの分野でもたらしたが、米国民政府はまず銀行について高等弁務官布令第一〇号「銀行」（一九五八・九・一二）を制定し、銀行法、相互銀行法及び琉球銀行に関する軍政府布令第一号を次のように改正した。

### (1) 銀行法、相互銀行法の改正。

まずドルへの切替によって従来の為替管理制度が廃止されることにより、普通銀行、相互銀行に対して、外国為替業務を営み得ることとして、銀行法第三二条（銀行の業務）、相互銀行法第二条第一項（相互銀行の業務）に次の二項目を加えることとした（布令第一条a項、b項）。

- ① 信用状の発行、その他通常外国貿易業務の融資にかかる事業等の外国貿易と関連する支払及び収納を行なうこと。

### ② 外国送金を行ない及びこれを収納すること。

次に、現金支払準備金に関する規定（銀行法第五条、相互銀行法第一三条）を改正した。即ち預金支払準備率は従来通りとしたが、<sup>33</sup>準備金の保有形態については、従来「現金及び琉球銀行若しくは行政主席の指定する他の銀行

への預金又は行政主席の指定する有価証券で保有しなければならない」とされていたのを改めて、支払準備金の合計額の百分の二〇以上を当該銀行の金庫に法定通貨により保有しなければならない<sup>84</sup>とされ、当該準備金の総額の百分の八〇に達するまでは、民政官の認める合衆国の中央準備市にある中央準備銀行たる為替取組銀行に要求払として預け入れたものをもって充てることができるとした(布令第一条b項、c項)。なおこの保有率及び保有の形態についてはその後の布令第一〇号の改正法により、改正がなされていることを注意しなければならない<sup>85</sup>。

(四) 軍政府布令第一号「琉球銀行の設立」の改正。

ドルへの切替によって為替管理制度が廃止されたことにより、従来特殊な性格と権限とを有していた琉球銀行の性質にも重大な変更を生じたが、高等弁務官布令第一〇号は、軍政府布令第一号を次の諸点について改正した。まず、琉球銀行の特定権限の中、「外国貿易に関する受払の統制及び遂行」(条例第五条二項一五号)の権限を改め通常の外国為替業務とし併せて外国送金及び収納を追加した(布令第一〇号第二条a・c項)。又理事会の権限から「外国為替相場を定め、且つ必要に応じて変更する」権限を除いた(同d項)。更に組合銀行に関する規定はすべて削除した(同b・e項)。銀行法、相互銀行法の改正と同じく、琉球銀行についても、法定支払準備金について改正を加えた(同f項)<sup>86</sup>。新たに「合衆国財務省委託勘定」の制度が設けられ、琉球銀行がその委託機関とされた。この委託金勘定は、琉球列島の住民の需要に応じた通貨の流通に資すること、即ち、必要に応じて通貨を追加供給したり需要を超える通貨を回収することにより、琉球の民間経済及び合衆国軍隊の需要に応ずることを目的とし、合衆国財務省に対する支出及び琉球銀行に対する支払は、連邦準備銀行及び琉球銀行の合衆国為替取引先を通して行なうこととされる(同h項)。

高等弁務官布令第一〇号及びその後に行なわれた第一〇号の改正による軍政府布令第一号の改正によって、琉球

銀行の性格が普通銀行に著しく接近することになったが、なお次の点で特色を有する。<sup>37)</sup>

① 琉球銀行の設立は銀行法によらず、民政府布令に基づいており、資本の過半額（株式の過半数）は米国琉球民政府が所有する。

② 合衆国政府、米国琉球民政府及び琉球政府の資金預託銀行である。

③ 琉球列島の現金需給を調整するために、合衆国財務省預託勘定が設置されている。

④ 琉球政府の業務監督以外に直接民政府の管理監督を受ける。

⑤ 理事会長兼総裁は直接民政府により任命され支配人は民政府の承認を得て総裁により任命される

三、通貨切替以後の法令。

通貨切替以後現在までに、金融関係については、次のような法令が制定された。

(1) 高等弁務官布令第二五号「琉球開発金融公社の設立」（一九五九・九・三〇）。

これまで存在した琉球復興金融基金の一九五九年二月三十一日現在の資本金をもって琉球開発金融公社を設立する（定款第三条）旨を定めるもので、公社の目的は、「他の私的又は公的財源からは得られない長期貸付援助を与えて生産その他の重要産業を促進することにより、私的資本形成及び当該資本の健全且つ多様の事業への投資を奨励する」（同第一条）ことにあり、公社は米国民政府の補助機関とされている（同第一条）。公社の管理権は民政官が任命する五名の理事で構成する理事会に与えられ、<sup>69)</sup>理事会の議長に対しては、公社内で行なわれた主要な事実及び重要な決議事項につき民政官への報告義務が課される（同第四条）。融資の対象は、①低額及び中程度費用の恒久住宅の供与、②琉球で事業を経営する民間企業であって資源の開発又は商業及び工業、特に新規又は小規模の事業に従事するもの、③市町村に対する施設改良事業、④災害対策（同第五条f項）であり、公社は貸付計画及び



管理計画と経費について定める予算を民政官に提出して認可を受けなければならない(同第七条、九条)。第一〇条は解散について規定しているが、清算が完了したときは利益金は民政府一般基金に繰り入れられるものとされている。なお、軍政府布令第四号「琉球復興金融基金の設立」は一九五九年二月三十一日をもって廃止された。

(四) 高等弁務官布令第三〇号「琉球生命保険株式会社」(一九六〇・四・一)。<sup>40)</sup>

琉球政府行政主席の認可を得て、琉球生命保険株式会社は、琉球の現行関係法により、保険相互会社として組織替えされ、その資産、負債及び保険債務の凡ては琉球生命保険相互会社が引き継いだことを認め、民政府布令第八〇号「有限責任琉球生命保険株式会社の設立」を廃止するとともに若干の経過措置に関する規定を置いている。

(イ) 高等弁務官布令第三七号「銀行、銀行業務及び信用供与」(一九六一・一・三〇)。

高等弁務官の職責を果たすためには、「公共の利益の見地から実施可能な健全、且つ、弾力性のある金融原則に關する法令によって設置された銀行業及び民間金融の強力にして、競争的な制度を確保する措置を講ずる必要がある」(布令前文)が「現状は合衆国の安全、財産及び利益だけにとどまらず、公共の金融上の利益にも影響を及ぼしており、前記の目的に鑑み早急にその目的を達成するに必要な立法及び規制措置を講ずることを不可避ならしめているので、琉球政府立法院により適切な立法がなされるまで」(布令前文)という理由から本布令は制定されたとされ、「琉球政府の銀行監督機關を強化し、且つ、同政府が銀行業の規制に關する責任を果たし、銀行業務及び受信業務の水準を向上させるために、銀行及び事業体を指導し、不健全な業務運営を除去するための法執行手続及び改善策を効果的に確立する」(第一条)ことが本布令の目的だとされる。本布令は、琉球の立法により琉球政府の免許を受け琉球内で銀行業務を行なうすべての民間銀行に適用され、現に効力を有する布令若しくは立法の規定に矛盾若しくは抵触する場合は、本布令が優先するものとされている(第二条 a・b 項)。本布令は銀行の監

督、検査（第二章）、経営管理及び運営（第三章）信用供与及び投資業務（第四章）について詳細に規定している。

まず行政主席に対して、証人の召喚及び尋問、宣誓、記録の提示要求の権限（第三条 a 項）、銀行の資産、勘定、取引、記録及び業務手続を検査する権限（同条 c 項）、銀行関係者の検査を行なう権限（同条 d 項）を与え、行政主席のこれらの権限行使に従わない者についての罰則を同時に規定している。銀行に対して、琉球政府銀行監督機関に財務報告書及び損益並びに配当支払に関する報告書提出の義務を負わし、銀行役員による虚偽の陳述書（財務報告書等を含む）の公表に対する罰則を定めている（第七条、a・c 項）。銀行は、資格ある公認会計士による銀行帳簿の検査を義務づけられ（第九条）、又資金着服の罪で有罪判決を受けたことのある者を雇用してはならないとされる（第八条）。行政主席は公共の利益のため、配当金の比率を規制し、銀行法の定める資本金の一部を毀損することとなる場合は配当金支払を全面的に禁止するものとされ（第一〇条）、更に一定の場合には、行政主席は銀行の業務若しくは財産を占有し若しくはその業務運営に制限を加え、銀行役職員を解任し又は公共の利益のためその状態を改善する必要があると認める場合には、法律に抵触しないその他の改善措置を講ずることができるとされる（第一条）。この改善措置の一つが銀行の合併であると認められる場合には行政主席は合併を命ずることができるとされた<sup>41)</sup>。行政主席により銀行の役員が解任され又は非行の理由で取締役会により解任され若しくはその要求で辞職した場合は、その後任者については銀行監督機関の承認が必要であり、取締役会又は役員が、銀行監督機関の承認又は指名した後任者を明示した期間内に任命しないときは、銀行監督機関が後任者を任命するものとする（第一二条）<sup>42)</sup>。なお、本布令で「銀行監督機関」とは、金融検査部又はその継承機関をいい、用度品の調達、予算編成及び人事等の部内管理目的に關してのみ内務局に附属するものとされる（第二条 c 項）。行政主席は民政官の承認を得て、銀行監督機関の長を任命し、銀行監督機関の長が主任検査官、検査官及び検査官補を選定する

が、任命は民政官の承認を得て行政主席が行なう(第四条)。

経営管理及び運営についても、取締役会の会議及び議事録(第一三条)、取締役の職務怠慢に対する民事責任(第一四条)、銀行業務の経営管理に従事している者の兼業等の禁止(第一五条a項)、銀行職員の融資承認に対する手数料の受領禁止(同条b項)、銀行の取締役、役員及びその他の銀行職員又はその利害関係者に対する貸付制限(第一六条)、銀行検査官に対する貸付及び贈与の禁止(第一七条)、虚偽の記帳に対する罰則(第一八条)銀行に対する又は銀行による虚偽の財務諸表若しくは虚偽の評価書類の提出若しくはその受入に関する罰則(第一九条)、支払不能状態における預金の受入に対する罰則(第二〇条)等の規定を置いている。信用供与及び投資業務に関しては、債権の保全(第二二条)、法定額を超えて承認した融資に対する銀行の役員、取締役若しくは監査役の連帯責任(第二三条)、相当な注意に基づかないで承認した貸付から生ずる損害に対する取締役の連帯責任(第二四条)を定めている。

(二) 信用保証協会法(一九六三年立法第五〇号)。

「中小企業者が銀行その他の金融機関から事業資金の貸付け等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする」(第一条)もので、信用保証協会を法人とし(第三条)、その設立についての行政主席の認可制(第六条)、定款又は業務方法書の変更の認可制(第三四条)、報告及び検査権(第三六条)、監督命令権(第三七条)、解散又は合併の決定についての認可(第二四条、二五条)等につき規定している。協会は法の定める三種の債務保証及びこれに附随する業務を行なうが、「中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け、手形の割引又は給付を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証」については、政府は融資又は出えんをすること

ができるとされている（第二一条、二一条の二）。

(外) 労働金庫法（一九六五年立法第五九号）。

「労働組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行なう福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする」（第一条）。労働金庫の法人性（第三条）、三原則（第五条）、事業免許（第六条）事業仮免許の申請（第二八条）会員たる資格の制限（第十条）<sup>45</sup>、議決権（会員各々一個の議決権、第一二条）、持分譲渡の制限（第一四条）、金庫の管理（第四章）、金庫の事業（第七六条）<sup>46</sup>、経理（第六章）、合併及び事業の譲渡又は譲受についての行政主席の認可（第八二条）、解散及び清算（第八章）、登記（第九章）等について規定している。

〔註〕

- (1) 琉球政府文教局「琉球史料」第一集（一九五六）五八頁
- (2) 沖縄朝日新聞社「沖縄大観」（一九五三年）三六六頁
- (3) 前掲「琉球史料」第六集一四四頁
- (4) 前掲「沖縄大観」四〇六頁
- (5) 同前、四二四頁
- (6) 同前、四二五頁以下
- (7) 琉球政府立法院事務局「琉球法令集」（一九五八年）七頁
- (8) 沖縄民政府公報第七号。但しこの公報には琉球銀行条例及び附則の部分省略されており、最初の条例及び附則の訳文は、現在までのところ入手することができなかった。従って本文の引用は、沖縄群島公報第四四号（一九五一・一〇・六）―民

政府布令第四八号—によつた。

- (9) 一九五七・五・七本布令改正第一号により「銀行株式の議決権」と改められた。
- (10) 琉球列島民政官の認可を得て、三種（即ち「流通紙幣」「特別流通紙幣」「追加特別流通紙幣」）の流通紙幣を發行しうるものとされていたが、實際は、この権限は行使されず、一九五七・五・七本布令改正第一号によりこの規定は削除された。「琉球銀行十年史」（一九六二年）二七五頁参照。
- (11) この権限も實際には、実効性をもたないまま、一九五一年、民政府布令第四八号により削除された。「琉球銀行十年史」二七五頁以下参照。
- (12) この権限は、当初の条件には規定されてなかつたが、一九五七年改正第一号により新たに加えられた。
- (13) この権限も一九五七年改正第一号により加えられたものである。
- (14) 当初の条例は、「本条例の發行前に設立され、若しくはその後設立される金融機関は本条例及び理事会の定める条件に基づいて組合銀行になることが出来る」として組合銀行の制度を予定していた。これも實際には、実効をおさめることなく一九五八年に廃止された。又流通紙幣發行に関する準備金の規定も、流通紙幣の権限の削除に伴い同時に削除された。前掲「琉球銀行十年史」二七九頁以下参照。
- (15) 沖縄群島公報第四四号。なお、向布令第四八号は、布令第一号改正一号（一九五四・七・六）により廃止された。
- (16) 前掲「沖縄大観」四九八頁以下。
- (17) 当初は「如何なる貸付も……軍財政部長の特別な認可がなければ受託者においてこれをなすことはできない」とされたが、一九五一年四月一二日の本布令改正第二号から、一定の額までは受託者の権限で行うことになった。前掲、「沖縄大観」六一五頁。
- (18) 相互銀行は次のような業務及びこれに附随する業務を営むことができるとされる。①一定の期間を定め、その中途又は満了

のときにおいて一定の金額の給付をすることを約して行う当該期間内における掛金の受入、②預金又は定期積立の受入、③資金の貸付又は手形の割引、④内国為替取引、⑤有価証券、貴金屬、その他の物品の保護預り及び貸金庫、⑥有価証券の払込金の受入又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱、⑦信用状の発行、その他通常外国貿易業務の融資にかかる事業等の外国貿易と関連する支払及び収納を行うこと、⑧外国送金を行い及びこれを収納すること、（第二条一項）。後の二つの業務は本文で後に述べる通りドルへの通貨切替によって認められたものである。

19 一九五三年、公報四三号。

20 当初は「協同組合中央金庫法」とされていたが、一九五八年の改正により本文の通りに改められた。

21 農林漁業金融審議会に関する規定（第六章）は一九五九年立法九九号により追加されたものである。審議会は行政主席が任命する委員一八名で組織されるが、その構成は次の通り（第三三条の二）、

一、農業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会を代表する者 三人

二、農業協同組合及び漁業協同組合を代表する者 七人

三、金庫を代表する者 一人

四、学識経験を有する者 七人

22 中小企業近代化促進法（一九六六年立法一一二一号）の制定に伴い、大衆金融公庫の目的の中に「中小企業近代化促進法に基づく中小企業者への資金の貸付」が加えられた。

23 審議会は行政主席の任命する次の者を委員として組織される（第九条第二項）。

一、企画局、通商産業局及び農林局を代表する者各一人。

二、商業、工業、農業、水産業及び金融業界を代表する者各一人。

三、住民大衆の利益を代表する者で、政府又は市町村の公務員以外の者三人。

24 生業資金の小口貸付とは、「独立して事業を遂行する意思を有し且つ、適切な事業計画を持つもので、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする者に対して、小口の事業資金を貸付することをいう」(第十七条第二項)。  
 25 中小企業者の施册については、大衆金融公庫法、施行規則第一二条の四により次のように定められている。

一、資本の額又は出資の額が十萬ドル以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの。

二、資本の額又は出資の総額が二萬ドル以下の会社、並びに常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であって商業に属する事業を主たる事業として営むもの。

三、協同組合法(一九五六年立法第六七号)により設立された事業協同組合及び事業協同組合連合会。

26 一九五二年公報一一号。

27 琉球生命保險会社の設立の経緯については、琉球生命保險相互会社「琉球生命十五年の歩み」(一九六四年)五頁以下に詳しい。

28 民政府の持分は、相互会社への組織変更の際、払戻された。前掲「琉球生命十五年の歩み」一二三頁以下。

29 外国保險事業者とは「外国(この立法の施行地以外をいう)の法令に準拠して、主として外国において保險事業を営む法人又は個人をいう」(第二条一項)。

30 この指定に関しては、「外国保險事業に関する立法第三条第四項の規定により営むことのできる保險事業の種類」の指定

(一九五六年二月二一日告示第二五一号)が存し、①海上保險(貨物担保を除く)②盜難保險、③第三者損害賠償保險(自動車を除く)、④保証保險、⑤その他行政主席の承認する種類の保險をあげている。

31 一九五八年公報号外五九号。

32 一九五八年公報号外七三号。

63 即ち、銀行については、定期性預金の $100\%$ 分の $5\%$ 、当座預金及び定期性預金以外の預金の $100\%$ 分の $20\%$ 、相互銀行については、定期性預金の $100\%$ 分の $10\%$ 、当座預金及び定期性預金以外の預金の $100\%$ 分の $30\%$ と規定された。一九五八年公報号外第五四号二—三頁。

64 銀行法旧第五条、相互銀行法旧第一三条、琉球政府立法院事務局「琉球法令集2」（一九五八年）七八〇・七九四頁。

65 預金支払準備率については、相互銀行につき、改正第五号により、定期預金の $5\%$ 、要求払預金の $20\%$ 、未給付口並びに解約口の無尽及び相互掛金の額の $5\%$ と改められ、保有形態については、改正第一号・第五号により次のように定められた。即ち、「所要準備金総額の $50\%$ 以上を、その金庫室に法定通貨により、及び又は準備金受託銀行に預け入れた要求払預金として保有しなければならない。所要準備金総額の $25\%$ 以下は、容易に売買できる質権未設定の琉球開発金融公社債券をもってすることができ、所要準備金総額の $50\%$ 以下には現に一年以下の満期日を有する質権未設定の合衆国政府証券又は準備金受託銀行に預け入れた定期預金であつて、三〇日以下の満期日を有し、又は三〇日以下の予告により支払を受けるものをもって充てることができる」（布令第一〇号第一節bのb・cのb）。

66 法定支払準備金の率については、当座預金の $100\%$ 分の $18\%$ 、貯蓄預金（定期性預金又は定期預金）の $100\%$ 分の $5\%$ とし、保有形態については、銀行法と同じものとされた。なお率については改正第一号により、定期預金の $5\%$ 、及び要求払預金の $20\%$ と改められ、保有形態についても、銀行法等のそれと同じように改められた。（布令第一〇号第二節f）

67 高等弁務官布令第一〇号改正一号により琉球銀行の目的について規定した軍政府布令第一号の第一条（本文八〇頁参照）が、次のように改められた。「…政府、市町村及び個人預金者の資金の取次、領取、保管、及び保護、通常の銀行業務の運営、及び重要な財政業務の利用可能な保証、並びに当該事業に従事する企業に対する貸付資本の供与による商業、工業、漁業及び農業の設立及び伸張の促進はすべて琉球の経済発展に寄与するので、そのための適切な施設を設けて維持するために、琉球銀行を設立し…」。



88 前掲「琉球銀行十年史」三六〇頁。

89 理事の構成につき、当初は、「理事のうち、三名は民政府職員のうちから、一名は琉球政府職員のうちから行政主席の指名により、他の一名は広く琉球籍のある者のうちから選任する」(旧定款第四条、一九五九年公報号外第七六号三頁)という制限があったが、改正第四号(一九六五・九・二三)により撤廃された。

40 一九六〇年公報号外第一九号。

41 布令第三七号旧第一二条。この権限は改正第一号(一九六二・九・一)により削除された。

42 改正第一号により、合併命令権に代って認められた。

43 第二〇条は次の三種の債務保証をあげている。

一、中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証。

二、中小企業の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証。

三、銀行その他の金融機関が、政府若しくは、琉球開発金融公社の委託を受け、又は代理して中小企業者に対する貸付けを行った場合当該金融機関が中小企業者の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証。

44 第五条は次のように規定している。

1、金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

2、金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

3、金庫は、その事業の運営について、政治的に中立でなければならない。

45 会員の資格について第一〇条は次のように定めている。

一、労働組合法（一九五三年立法第四二号）及び琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法（一九五三年米国民政府布令第一六号）による労働組合。

二、公共企業体等労働関係法（一九六〇年立法第一〇七号）による労働組合。

三、琉球政府公務員法（一九五三年立法第四号）による公務員の団体。

四、前各号に掲げるもののほか、労働者のための福利共済活動その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつてその構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体。

46 金庫の主たる業務は、一、会員の預金又は定期積金の受入れ、二、会員に対する資金の貸付け、三、会員のためにする手形の割引とされている（第七六条第一項）。